

### <質問1>行政情報の区分

行政情報を市民へ「提供」するにあたって下記二種類の「情報区分」は貴市の如何なる条例・規則等に規定されていますか？

A：情報公開条例申請手続きによらない「一般情報提供」対象の「行政情報」の種類

B：情報公開条例申請手続きによらなければ提供できない「行政情報」の種類

個人情報等の非公開情報が含まれているものについては、個人情報保護条例や情報公開条例の規定などから、これらの情報を情報公開請求によらず、第三者に情報提供することはできません。

なお、具体的な情報提供につきましては、各課等において個人情報保護条例等の規定に基づき行政として情報の発信をすべきと判断したものを情報提供しております。

### <質問2>申請の簡易オンライン化

情報公開申請は「個人認証」を必要としない「申請手続き」ですので現行の「神奈川県電子申請システム」とは別途な方法(eMail・WebMail等の簡易電子システム：例えば逗子市の方法)での申請が採用されるべきと考えますが 貴市の対応方針をお聞かせください。

電子メールによる申請については、誤送信による未到達、郵送やFAXに比較して不法なアクセス等による個人情報の侵害の危険が高いこと等の問題や特定者による大量請求への対応の問題等があると考えます。

したがって、本市における電子申請の取り扱いについては、安全性の高いシステムとして県下の多くの市町村が利用している「神奈川県電子自治体共同運営サービスの電子申請・届出システム」により行っており、電子メールでの申請の受付は行っておりません。

### <質問3>提供の簡易オンライン化

情報公開制度による情報提供手段としては「紙写し」(例：A4 一枚 10円)とされていますが「写し」は「紙写し=ハード・コピー」と「電子化ファイル=ソフト・コピー」の二種類があるわけですので利用者の希望によっては紙情報をスキャナーなどで「電子化ファイル=ソフト・コピー」として 市民へ eMail 添付ファイル又

は Web 掲載（逗子市の例）の方法で情報提供する事で行政業務の効率化が図れるものと考えます。

本市における行政情報の公開は、情報公開条例第14条の規定により「文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。」と規定されております。

情報公開条例施行規則第7条では、電磁的記録の公開の方法として①当該録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複製したものの交付（全部を公開できるものに限る。）、②当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ若しくは光ディスクに写したものの交付（全部を公開できるものに限る。）、③当該電磁的記録を専用機器により用紙に出力したものの閲覧又は当該出力したものの写しの交付が規定されており、その他の方法は規定しておりません。

したがって、文書、図画又は写真をスキャナで読み取ってできた電磁的記録の公開や電磁的記録を電子メール等で送付するなどの公開方法は実施しておりません。

**注記： By 宮崎 H21/2009/3/18**

当書面は 綾瀬市からの下記回答メールに添付されたものです。

件名：Re: 綾瀬市：「情報公開条例」申請に関するオンライン法対応について 差粗

差出人： 綾瀬市企画課 <su1110@city.ayase.kanagawa.jp>

日付： 2009/03/18 15:56

宛先： H.Miyazaki <HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp>

宮崎 様

平成21年3月8日付けで照会のありましたこのことについて、別添のとおり回答いたします。

\*\*\*\*\*

綾瀬市企画部企画課文書法制担当

(0467)70-5631(直通)

\*\*\*\*\*